

令和6年山辺町農業委員会第4回総会 議事録

1. 開催日時 令和6年4月25日（水） 13時30分～15時00分
2. 開催場所 山辺町役場3階 委員会室（1）
3. 出席委員（7人）

1番 相澤 富一	2番 佐藤るみ子
3番 垂石 敏子	4番 小関 健登
5番 村山 俊雄	6番 茅田 信一
8番 鈴木 正志	
4. 欠席委員 7番 佐藤 政克
5. 職務により委員会に出席した職員の職名及び氏名
事務局長 平 英二 農地係長 半田 裕美 主任 小関 求
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議第 8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議第 9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議第10号 農用地利用集積計画に対する決定について
 - 報告（1） 農地法第18条第6項による通知書の確認の報告について
 - 報告（2） 農地法第3条の3第1項による届出書の受理について
 - 報告（3） 山辺町農業委員会事務局処務規定第5条第8号による事務局長の専決処分報告について
 - ①農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
 - ②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
 - 報告（4） 農地改良届出書の受理について

7. 会議の概要

会長	ご苦労様です。只今より山辺町農業委員会第4回総会を開催いたします。初めに事務局長より出席委員の報告をお願いします。
事務局長	はい。本日、7番佐藤政克委員が欠席となります。出席委員は8名中7名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、山辺町農業委員会会議規則第4条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、鈴木会長にお願いします。
議長	それでは、議長を務めさせていただきます。初めに、議事録署名委員の指名ですが、私から指名してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、2 番佐藤るみ子委員と 3 番垂石敏子委員よろしくお願いします。

これより、議事に入ります。議第 8 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料 2 ページからご説明いたします。

【議第 8 号、11 番から 14 番を議案書をもとに朗読】

以上ご審議よろしくお願いします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問をお願いします。

無いようなので決を採ります。

議第 8 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成です。よってこの件を許可しますのでよろしくお願いします。

次に、議第 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料 4 ページからご説明いたします。

【議第 9 号、1 番を議案書をもとに朗読】

以上ご審議よろしくお願いします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問をお願いします。

他にありませんか。

無いようなので決を採ります。

議第 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」賛成委員の挙手を求めます。

議長

(全員賛成)

全員賛成です。よってこの件を県に進達しますのでよろしくお願いします。

次に、議第 10 号に入る前に、当該議案については小関健登委員が借り人となっておりますので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、議

事の開始から終了までの間退席をお願いいたします。関係議案終了後に着席いただきます。

(小関健登委員退席)

それでは議第 10 号「農用地利用集積計画に対する決定について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料 5 ページからご説明いたします。

【議第 10 号、22 番から 91 番を議案書をもとに朗読】

以上ご審議よろしくをお願いします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問をお願いします。

無いようなので決を採ります。

議第 10 号「農用地利用集積計画に対する決定について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成です。よってこの件を許可しますのでよろしくお願いします。

(小関健登委員着席)

次に、報告事項に入ります。報告事項（１）「農地法第 18 条第 6 項による通知書の確認の報告について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、資料 21 ページからご説明いたします。「農地法第 18 条第 6 項による通知書の確認の報告について」【報告（１）14 番について議案書をもとに朗読】

以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。

無いようです。

次に、報告事項（２）「農地法第 3 条の 3 第 1 項による届出書の受理について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、資料 22 ページからご説明いたします。「農地法第 3 条の 3 第 1 項による届出書の受理について」【報告（２）12 番について議案書をもとに朗読】

以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。
無いようです。

次に、報告事項（３）山辺町農業委員会事務局処務規定第５条第８号による事務局長専決処分報告について「①農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出書の受理について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、資料 23 ページからご説明いたします。「農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出書の受理について」【報告（３）①１番から３番について議案書をもとに朗読】
以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。
無いようです。

次に、報告事項（３）山辺町農業委員会事務局処務規定第５条第８号による事務局長専決処分報告について「②農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書の受理について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、資料 24 ページからご説明いたします。「農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書の受理について」【報告（３）②１番について議案書をもとに朗読】
以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。
無いようです。

次に、報告事項（４）「農地改良届出書の受理について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、資料 25 ページからご説明いたします。「農地改良届出書の受理について」【報告（４）１番について議案書をもとに朗読】
以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。
無いようです。

それではその他に入ります。（１）当面の日程について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。【当面の日程（4月～6月まで）について、事務局説明】

議長

それでは、それ以外に事務局からありませんか。

事務局

はい。では非農家が農地を取得する際に事前審査会で聴き取りを行うかどうかの基準について、提案いたします（資料を基に説明。受け人が町外在住者の場合、または受け人が町内在住者でも取得する農地の面積が10アール以上の場合は事前審査会にて受け人に対して聴き取りを行うこととする）。

以上よろしく願いいたします。

議長

ただいま、事務局から提案がありました。今後のことも考え、来月に持ち越さず、この会において方針を決定したいと思います。

これについて質問等ございますか。

小関委員

面積が小さい場合でも、推進委員からの現地確認は引き続き行って貰う必要があると思います。

事務局

推進委員からの現地確認は、事前審査を行うにあたってのものになりますので、面積如何に関わらず、今後も行っていくよう考えております。

議長

農地を取得した場合は、農家台帳に登録されるのですか。

取得した者の情報は台帳へ登録されますが、台帳上は「農家」と「その他」の区分があります。家庭菜園等目的で農地を取得した方は、そのうちの「その他」として整理することになります。

議長

他にありませんか。無いようですので、今後非農家からの農地取得の申請がある場合は、そのように対応することとしてよろしいでしょうか。

（全員賛成）

賛成多数により、事務局提案のとおりとします。

今後の事務処理についてよろしくお願いします。

他にありませんか。無いようですので、以上を持って山辺町農業委員会第4回総会を閉会いたします。

